入札心得

秋田市子ども育成課

(入札の基本的事項)

1 入札参加者は、地方自治法、同法施行令、秋田市財務規則、その他関係法令および設計書、仕様書図面その他契約締結に必要な条件を承諾のうえ、入札してください。

(入札の参加および辞退)

2 入札参加者は、指定した時刻および場所に出席してください。入札時刻に遅れたり、連絡がない場合は、棄権とみなします。入札を辞退する場合は、別紙様式の入札辞退届を入札執行時刻の30分前までに子ども育成課に提出してください。

なお、入札辞退届を提出して入札を辞退した場合においても、これを理由と して以後の指名等について何ら不利益な取扱いを受けることはありません。

(公正な入札の確保)

3 入札参加者は、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律等に抵 触する行為を行ってはなりません。

(入札の方法)

4 入札参加者は、入札書を作成し、表に入札件名等を記載した封筒に入れ、指定した場所に提出してください。ただし、代理人による入札のときは、代表者からの委任状を提出してください。

(消費税および地方消費税に伴う入札金額の記載方法)

5 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額から消費税および地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載してください。

(入札書の数字および記載事項の訂正)

6 入札書に記載する数字は、アラビア数字を用い、数字の前には¥(円記号) を記入してください。

なお、記載事項を訂正するときは、誤字に2線を引き、上部に正書した上、 押印してください。ただし、金額の訂正は認められません。

(入札書の引換え等の禁止)

7 提出された入札書は、引換え又は変更もしくは取消しをすることはできません。

(入札の中止等)

- 8 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期、停止、または中 止することがあります。
 - (1) 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために協定した者があると認めたとき。
 - (2) 入札の参加者がいないとき。
 - (3) その他市長が必要と認めるとき。

(入札の無効)

- 9 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 入札に参加する資格のない者の入札
 - (2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者の入札
 - (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
 - (4) 同一の入札について2人以上の入札参加者の代理人となった者の入札
 - (5) 同一の入札について他の入札参加者の代理人となった者の入札
 - (6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
 - (7) 入札者の記名押印のない入札、金額その他記載事項が脱落し、訂正されない誤字があり、もしくは不明瞭で確認出来ない入札又は金額を訂正した入札
 - (8) 最低制限価格を下回る金額の入札
 - (9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(最低制限価格)

10 委託業務については、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定しています。

(落札者の決定)

11 予定価格の制限の範囲以内で、最低の入札をもって入札した者を落札者と します。最低制限価格が設定されている業務では、予定価格の制限の範囲内で、 最低制限価格以上の価格をもって入札した者を落札者とします。 (同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

12 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできません。

(再度の入札)

13 開札の結果、落札者がないときは、再度の入札1回に限り行います。 なお、再度の入札の結果、落札者がないときは、原則として入札金額の低い 順2者での見積合わせに移行します(上記9の入札の無効の事由に該当する 場合を除きます。)。ただし、最低価格と予定価格との間に相当の差があるなど、 入札執行者が随意契約は不適当と判断したときは、指名替えなどにより入札 手続をやり直します。

(再度の入札に参加できない者)

14 第9項第1号から第6号までの規定により、無効とされた入札をした者は、 再度の入札に参加することができません。

(契約の締結)

15 落札者は、落札の申し渡しを受けたときは、その日から7日以内に契約書に 記名押印のうえ提出してください。期間内に記名押印した契約書を市に提出 しないときは、契約の意思がないものとみなします。ただし、やむを得ない事 由があると市長が認める場合には、その期間を延長することがあります。

(契約の保証)

16 落札者は、契約の締結に際し、自己に代わって自ら委託業務等を完成することを保証し、かつ、契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する保証人を立ててください。ただし、市長が特に必要がないと認める場合は、保証人は必要ありません。

(保証人)

17 保証人は、落札者と同等以上の資力、資格および業務施行能力を有する者で、 相指名業者以外の業者としてください。ただし、相指名業者以外には保証人 となる業者がいないときは、この限りではありません。

(落札の無効)

18 落札者が前項の期間内に記名押印した契約書を紙で提出しないときは、その落札は無効とします。

(異議の申し立て)

19 入札者は、入札後この心得その他の入札条件の不知またはその条件の内容の不明を理由として、異議を申し立てることができません。